

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定等改定のお知らせ

新宮信用金庫

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫は、令和元年8月1日より、下記預金規定等の一部条項を改定いたします。

預金規定等の改定後は、お客さまとのお取引の内容や状況等に応じて、追加でのご確認など、次のような対応をさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

お客さまとの新規取引開始時に加え、すでにお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、当金庫の窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。また確認時には、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

当金庫が求める確認資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合や、お取引を制限させていただく場合があります。

なお、改定後の預金規定等は改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 改定する規定

- ・ 普通預金（決済用普通預金を含む）規定
- ・ 納税準備預金規定
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 総合口座取引規定

2. 改定内容

普通預金規定について、「取引等の制限」条項の新設、「解約等」条項での一部追加・変更いたします。

普通預金規定以外の規定においても同様の改定を行います。

3. 改定日

令和元年8月1日

規定の改定内容等、詳細につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。

※参考 改定内容（例：普通預金規定）

以 上

普通預金規定（抜粋）「取引等の制限」条項の新設

13. （取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

普通預金規定（抜粋）「解約等」条項での一部追加・変更（下線部を追加・変更）

14. （解約等）

- (1) （省略）
- (2) （省略）
 - ①～② （省略）
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 金融機関等による顧客等の犯罪による収益の移転防止に関する法律所定の本人特定事項を偽ってこの預金口座を開設しあるいは預金取引をしたことが明らかになった場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3)
 - ① （省略）
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前AからFに準ずる者
 - ③ （省略）
- (4) （省略）
- (5) （省略）